

蒲郡市土地区画整理事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市が土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行しようとする者及び施行者（以下「施行者等」という。）に対し、当該事業の助成をすることにより、本市の健全な市街地の形成を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱により助成をすることができる事業は、市街化区域内における事業で次の各号の全てに該当するものとする。ただし、重要な都市施設を含む区域で市長が特に必要と認めた事業についても助成をすることができる。

- (1) 土地区画整理法（以下「法」という。）第14条1項に規定する認可を受けて事業を施行するものであること。
- (2) 施行面積が5ヘクタール以上であること。
- (3) 施行区域内に都市計画として決定された道路又は幅員8メートル以上のその他道路を含むものであること。
- (4) 施行区域内の公共施設の面積が施行区域全体面積の22パーセント以上であること。
- (5) 施行区域内の権利者の85パーセント以上が同意し、かつ同意した者の土地の面積が権利者の土地の総面積の85パーセント以上であること。

(助成の内容)

第3条 この要綱による助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付
- (2) 技術的援助

(補助金)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる区分に応じ算定した額の合計額とする。ただし、他から補助金、負担金等がある場合は、これを控除した額とする。

- (1) 組合設立までの費用
 - (2) 都市計画道路の用地費、補償費、及び築造費
 - (3) 区画道路の幅員が6メートルを超える部分の用地費
 - (4) 施行区域全体面積の3パーセントを超える部分に係る公園（緑地も含む。）の用地費
 - (5) 河川の用地費及び補償費
 - (6) 調整池の用地費及び補償費
 - (7) 1メートルを超える水路の用地費
 - (8) 前各号に掲げる費用に係る事務費（国庫補助率に基づく。）
 - (9) その他市長が特に必要と認めた費用
2. 前項に規定する用地費を算定する場合は、組合設立認可があった時点における事業計画書の整理前土地評価額を基準とする。

(補助金の限度額)

第 5 条 前条に規定する補助金の額が総事業費から国及び県の補助金、保留地処分金、県負担金等を控除した額を上回る場合は、その控除した額を補助金の限度額とする。

(補助金の使途)

第 6 条 施行者等は、第 4 条に規定する補助金を法第 2 条第 2 項に規定する事業に充ててはならない。

(補助金の額の変更)

第 7 条 物価の変動、賃金の上昇、その他特別の事情がある場合は、補助金の額を変更する事ができる。この場合において変更する補助金は、その時点における未施行分に限るものとする。

(補助金の交付申請等)

第 8 条 前 6 条に定めるもののほか補助金の交付申請等に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和 38 年蒲郡市規則第 17 号）による。

(補助金の返還)

第 9 条 施行者等は、補助金の確定時において、既に交付を受けた補助金の額が第 5 条に規定する限度額を超えている場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(技術的援助)

第 10 条 第 3 条第 2 項の技術的援助は、次のとおりとする。

- (1) 事業認可までの調査、測量、設計及びその他事務
- (2) 事業施行に伴う技術指導

(市への協力)

第 11 条 施行者等は、市が施行する公共事業に協力するとともに、土地区画整理事業の施行地区に係る宅地利用の促進方策について（昭和 55 年・61 年建設省都市局区画整理課長通達）の実施に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 5 年 6 月 8 日から施行する。

(蒲郡市組合土地区画整理事業補助方針の廃止)

2 蒲郡市組合土地区画整理事業補助方針は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に蒲郡市組合土地区画整理事業補助方針の適用を受けている事

業は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。